補助金等取扱基準

| 補助金等の名称 | 諏訪市域連続立体交差事業促進期成同盟会補助金 |
|----------------|--|
| 補助事業等の 目標 | JR中央東線諏訪市域連続立体交差事業の早期建設 |
| 補助事業等の 対象者 | JR中央東線諏訪市域連続立体交差事業に関係する各種団体及び学識経験 者。 |
| 補助対象経費 | 県やJR長野支社への陳情活動のための旅費等。 |
| 15-1 4 44 - 4- | 対象経費の10/10、予算の範囲内。 |
| 補助金等の額 | │ 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 |
| 及びその算定 | 事業主体が県であるが、市は事業効果が十分得られるように事業推進のための活動を行 |
| 方法又は補助率 | わなければならないため。(市が行うのは市街地のまちづくりと事業推進活動) |
| 補助事業等の 評価 | 補助申請書、実績報告の内容を審査し、担当課で効果を評価する。 |
| 補助事業等の 開始時期 | 平成4年 |
| 補助事業等の 終了時期 | 平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 |
| | 目標の達成までに時間を要する |
| 情報の | 補助事業件数、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表 |
| 公表の方法等 | する。 |
| その他 | |
| 提出書類 | 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。 |
| 担当部署 | 諏訪市 建設部 都市計画課 街路区画整理係 |